

第59回 廿日市市都市計画審議会 【議案集】

日 時 令和6年3月7日（木）13時00分から

場 所 廿日市市役所3F 政策審議室

目 次

議案	付議事項	決定権者	摘要	頁
1	廿日市市都市計画審議会会長の選出について	—	—	1
2	廿日市市立地適正化計画の改定に係る専門部会の設置について	—	—	3

第 1 号議案

廿日市市都市計画審議会会長の選出について

廿日市市都市計画審議会委員名簿

《任期》 令和 5年 5月13日から
令和 7年 5月12日まで

条例第2条第1項第1号委員（5名以内）

	氏 名	備 考
市議会の議員	坂本 和博	市議会議員
	水野 善丈	市議会議員
	枇杷木 正伸	市議会議員
	林 忠正	市議会議員
	高橋 みさ子	市議会議員

条例第2条第1項第2号委員（4名以内）

	氏 名	備 考
学識経験のある者	高井 広行	博士（工学） （元近畿大学 工学部 建築学科 教授）
	福原 輝幸	博士（工学） （福井大学 名誉教授）
	西本 雄二	J Aひろしま （ひろしま農業協同組合佐伯中央地域本部 常務理事）
	福田 由美子	博士（工学） （広島工業大学 工学部 建築工学科 教授）

条例第2条第1項第3号委員（1名以内）

	氏 名	備 考
関係行政機関又は 広島県の職員	佐藤 稔	広島県西部建設事務所廿日市支所長

条例第2条第1項第4号委員（7名以内）

	氏 名	備 考
市 民	正木 文雄	宮島都市計画区域
	永本 清三	広島圏都市計画区域
	岩木 國明	佐伯都市計画区域
	相野 恩子	広島圏都市計画区域

第 2 号議案

廿日市市立地適正化計画の改定に係る専門部会の設置について

廿日市市立地適正化計画の改定に係る専門部会の設置について

1 目的

立地適正化計画は、都市計画のみならず、医療、商工、防災、交通など関連する分野が多岐に渡り、それぞれ高い専門性が求められる計画である。

改定事項を都市計画審議会で審議するにあたり、効率的かつ円滑な進行を図るため、廿日市市都市計画審議会条例第3条及び第7条に基づき、当該審議会に、このたびの改定内容に関連が深い分野に関する学識経験者若干名で構成する専門部会を設置する。

廿日市市都市計画審議会条例[抜粋]

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、別に定める。

2 専門部会の構成

このたびの改定に関連が深い分野に関する専門部会の構成は下表のとおりとする。

関連分野	調査の主な観点
都市計画	関連計画との連携、都市計画等
建築工学	居住環境、住宅施策等
土木工学	環境、道路ネットワーク等
農業施策	農業との調整・連携等
防災対策	居住と防災の調整等
公共交通施策	地域公共交通との連携等

3 専門部会の役割

